

設備投資  
販路開拓

# コロナ対策施策活用 3ステップ

## Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

## Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

## Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

# コロナ対策施策活用 3ステップ

## Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

## Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

## Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

新型コロナウイルスの影響で困っている中小企業・小規模事業者向け：主な支援制度一覧表 (2020年4月20日現在)

**注意**

この一覧表は内容を簡略化しています。また、制度内容は日々更新されているので、詳細を問い合わせ先HPで確認し、その上で不明点があれば電話等で確認して下さい。

発行者：七田総合研究所株式会社  
代表取締役 七田 亘 (中小企業診断士・社会保険労務士)

資金繰り	売上減少したので融資を受けたい	信用保証 (セーフティネット保証) (危機関連保証)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【4号】100%保証 (売上20%以上減)</li> <li>【5号】80%保証 (売上5%以上減)</li> <li>【危機】100%保証 (売上15%以上減)</li> </ul>	最寄りの信用保証協会
		無利子・無担保融資	コロナで売上5%以上減 融資限度額 (国民事業) : 6,000万円 (中小事業) : 3億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	上記に該当しないが融資を受けたい	セーフティネット貸付	売上減少幅に関係なく 融資限度額 (国民事業) : 4,800万円 (中小事業) : 7.2億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	コロナで売上が半減した	持続化給付金 (※ 現金給付)	前年の総売上(事業収入) -(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 上限: 中小200万円、個人事業100万円	経済産業省 0570-783183
	とにかく資金流出を防ぎたい	税金・社会保険料の猶予制度	納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予	最寄りの税務署・都道府県・市町村・年金事務所
休業補償	従業員を休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例 4/1~6/30)	休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限 助成率: 中小企業 (4/5, 解雇無の場合9/10) 大企業 (2/3, 解雇無の場合3/4)	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
	子供がいる従業員を休ませた	学校等休業助成金 (労働者を休ませた事業者向け)	小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合 賃金助成額: 1人1日8,330円を上限	
	子供がいるフリーランスが休業した	学校等休業支援金 (フリーランス向け)	小学校等の臨時休業等で休業した場合 支援額: 1日4,100円 (定額)	
設備投資 販路開拓	新製品・サービス開発やプロセス改善のために設備投資等をしたい	ものづくり補助金 (一般型)	付加価値額や給与支給総額等を一定程度向上する計画に従って実施した設備投資等を補助 補助上限: 1,000万円 補助率: 1/2~2/3	もの補助事務局 050-8880-4053
	販路開拓をしたい	小規模事業者持続化補助金	策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助 補助上限: 50万円 補助率: 2/3	全国商工会連合会 日本商工会議所
	ITツールを導入して業務効率化をしたい	IT導入補助金	ITツール(ソフトウェア、サービス等)導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助 補助額: 30~450万円 補助率: 1/2~2/3	IT導入補助金事務局

七田総合研究所株式会社HP



令和2年度補正予算の成立が前提となります

## 生産性革命推進事業の拡充

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「生産性革命推進事業」における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を新たに設けます。  
(令和2年度補正予算案700億円)

※現在公募を行っている各補助事業と同じスケジュールで公募を実施

※本特別枠は、年度内に予定している締切に適用

※特別枠を反映した公募要領は準備が整い次第、順次公開予定

### 各補助事業の拡充内容

#### ①ものづくり補助金：補助率を1/2から2/3へ引上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

#### ②持続化補助金：補助上限を50万円から100万円へ引上げ

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

#### ③IT導入補助金：補助率を1/2から2/3へ引上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(P C、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

### 【申請要件】

補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること

#### A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと  
(例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

#### B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

(例：店舗販売からE C販売へのシフト、V R・オンラインによるサービス提供)

#### C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例：W E B会議システム、P C等を含むシンクライアントシステムの導入)

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

設備投資  
販路開拓

新製品・サービス開発やプロセス改善のために設備投資等をしたい

ものづくり補助金  
(一般型)

付加価値額や給与支給総額等を一定程度向上する計画に従って実施した設備投資等を補助  
補助上限：1,000万円 補助率：1/2~2/3

もの補助事務局  
050-8880-4053

販路開拓をしたい

小規模事業者持続化補助金

策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助  
補助上限：50万円 補助率：2/3

全国商工会連合会  
日本商工会議所

ITツールを導入して業務効率化をしたい

IT導入補助金

ITツール(ソフトウェア、サービス等)導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助  
補助額：30~450万円 補助率：1/2~2/3

IT導入補助金事務局

## ①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

### 基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等  
補助上限 : 原則1,000万円  
補助率 : 中小1/2、小規模2/3  
(特別枠は、一律2/3) ※詳細は30ページ参照

### 想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

### 公募スケジュール(2次締切)

申請開始 : 4月20日(月) 17時  
申請締切 : 5月20日(水) 17時

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年8月(3次)、11月(4次)、令和3年2月(5次)に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(制度内容、予定は変更する場合がございます。)

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号 : 050-8880-4053

受付時間 : 10:00～～17:00 (土日祝日除く)



(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

設備投資  
販路開拓

新製品・サービス開発やプロセス改善のために設備投資等をしたい

ものづくり補助金  
(一般型)

付加価値額や給与支給総額等を一定程度向上する計画に従って実施した設備投資等を補助  
補助上限：1,000万円 補助率：1/2～2/3

もの補助事務局  
050-8880-4053

販路開拓をしたい

小規模事業者持続化補助金

策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助  
補助上限：50万円 補助率：2/3

全国商工会連合会  
日本商工会議所

ITツールを導入して業務効率化をしたい

IT導入補助金

ITツール(ソフトウェア、サービス等)導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助  
補助額：30～450万円 補助率：1/2～2/3

IT導入補助金事務局



## ② 持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

### 基本情報

対象：小規模事業者等

補助上限：50万円（特別枠は、100万円）※詳細は30ページ参照

補助率：2/3

### 想定される活用例

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補つべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

※特別枠とは別に、感染症の影響によって売上が減少した事業者等を加算

### 公募スケジュール

公募中

2次締切：6月5日（金）当日消印有効

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

**持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。**

【小規模事業者持続化補助についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 [http://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）



日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：03-6447-2389

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

設備投資  
販路開拓

新製品・サービス開発やプロセス改善のために**設備投資等**をしたい

ものづくり補助金  
(一般型)

付加価値額や給与支給総額等を一定程度向上する計画に従って実施した設備投資等を補助  
補助上限：**1,000万円** 補助率：**1/2~2/3**

もの補助事務局  
050-8880-4053

**販路開拓**をしたい

小規模事業者持続化補助金

策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助  
補助上限：**50万円** 補助率：**2/3**

全国商工会連合会  
日本商工会議所

**ITツール**を導入して業務効率化をしたい

IT導入補助金

ITツール（ソフトウェア、サービス等）導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助  
補助額：**30~450万円** 補助率：**1/2~2/3**

IT導入補助金事務局

### ③ IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援。5月からベンダー・ツール登録を開始し、6月から補助事業者の公募開始予定。

#### 基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、2/3）※詳細は30ページ参照

#### 想定される活用例

在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する

※特別枠に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

#### 公募スケジュール（2次締切）

申請開始：6月頃予定

申請締切：6月末頃予定

※2次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内に、令和2年9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

または右のQRコードよりご確認ください。

電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在一時的にコールセンター業務を休止しております。「令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業」に関するお問い合わせは以下のお問い合わせフォームにより受け付けております。

[https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm\\_R1\\_Page](https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page)

お問い合わせの混雑が予想されるため、回答までにお時間を頂く場合がありますので、お問い合わせの前に各種要領、手引きをご確認いただきますようお願いいたします。



# テレワーク導入支援策

## 1. テレワークマネージャー派遣事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。

【相談実施期間】2021年3月31日（水）まで

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、Web・電話相談を実施します（テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。）。

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



## 2. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法は以下QRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症  
対策のためのテレワークコース



テレワークコース



## 3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等の導入を支援します。（33ページ参照）

### 4. 税制面での支援

#### ① 少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について、全額損金算入することが可能です。

#### ② 中小企業経営強化税制 ※詳細は調整中

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコード

よりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。

